

令和3年6月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和3年6月7日  
武雄市農業委員会

令和3年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年6月7日（月）  
（開会）8時55分 （閉会）10時05分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

| 議席<br>番号 | 氏名    | 出席 | 欠席 | 議席<br>番号 | 氏名    | 出席 | 欠席 |
|----------|-------|----|----|----------|-------|----|----|
| 1        | 大島 栄  | ○  |    | 11       | 川口 敏広 | ○  |    |
| 2        | 富永 光男 | ○  |    | 12       | 古川さゆり | ○  |    |
| 3        | 中尾 正悟 | ○  |    | 13       | 稲富 守  | ○  |    |
| 4        | 佐佐木幸夫 | ○  |    | 14       | 永石 芳彦 | ○  |    |
| 5        | 松尾 隆博 | ○  |    | 15       | 山下 英喜 | ○  |    |
| 6        | 中村 和仁 | ○  |    | 16       | 澤井富二郎 | ○  |    |
| 7        | 中村 一明 | ○  |    | 17       | 坂口 友久 | ○  |    |
| 8        | 田代 了三 | ○  |    | 18       | 相原 經憲 | ○  |    |
| 9        | 山田 義利 | ○  |    | 19       | 岩橋 久美 | ○  |    |
| 10       | 向井 健作 | ○  |    |          |       |    |    |

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 5件  
議案第2号 農地法第4条・5条及び第5条の規定による許可申請 10件  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）

6. 議事内容 以降記載

---

《開 会》

---

事務局長 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、令和3年6月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員全員出席でありまして、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)  
ただいまから、令和3年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は議案第1号から議案第3号までの審議について、協議をお願いいたします。  
議事録署名人に、3番 末藤委員、17番 山口委員を指名いたします。  
それでは、議案審議に入る前に事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。  
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が、5件提出されております。このうち5番の案件は、私の同居家族が譲渡人ですので、5番の審議と議決の際は、私は退席いたしますが、まず1番から4番の審議と議決をお願いします。

それでは1番から4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号1番から4番について、説明をいたします。議案書1ページをお開きください。

番号1番。権利の内容は所有権の移転、〇〇町の田1筆、面積95㎡です。こちらは議案第2号で提出の1番の宅地分譲に関連しておりますので、資料の3ページを併せてご参照ください。資料の3ページの配置図の一番西の端〇〇-〇〇の所有者が隣接の〇〇-〇〇を譲り受けるため、申請されております。譲受人は元々〇〇番を所有されておりましたが、今回の宅地分譲計画に当たり、〇〇番を分筆し〇〇-〇〇を農地のまま所有。〇〇-〇〇を分譲地として譲り渡し、その代替として〇〇-〇〇を譲り受ける計画となっております。宅地開発に提供する土地と農地周辺環境整備を開発側が行うことによって、土地の価格は発生しておりません。

続きまして2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、51㎡です。譲受人の農地に隣接しており、現在も利用をされているため、申請されております。土地の価格は10a当り〇〇円です。

3番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆337㎡です。申請事由は譲受人の自宅近くで耕作しやすいため。土地の価格は1筆〇〇円です。

4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆、459㎡です。申請事由は譲受人の自宅に隣接しており管理しやすいため。土地の価格は1筆〇〇円です。

以上4件、いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しております。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 他に意見も無いようですので、議案第1号の1番から4番の4件の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、1番から4番の農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。  
農業委員会等に関する法律の規定により、私は退席しますので、第1号議案申請番号5番の議事を18番の相原会長職務代理者をお願いします。

(佐佐木会長退室。相原会長職務代理者が議長)

会長職務代理者

議長を交代して議事を続けます。申請番号5番について事務局の説明をお願いします。

事務局

では、議案書の2ページをお開きください。議案第1号、申請番号5番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、面積1481㎡です。譲受人が平成29年ごろから耕作されており、今後、自己所有地として管理していきたいとのことです。土地の価格は10a当り〇〇円です。

こちらも3つの判断基準を満たしていると判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長職務代理者

事務局の説明が終わりました。  
この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会長職務代理者

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

(なし)

会長職務代理者

特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会長職務代理者

特に質疑も無いようですので、議案第1号5番の質疑をとどめます。

申請番号5番について、許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長職務代理者

異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による申請番号5番の許可申請につきましては許可することに決しました。

事務局は会長を入室させてください。

(佐佐木会長入室し議長へ。相原会長職務代理者、議席へ戻る)

会 長

相原代理、ありがとうございました。

————— **《議案第2号 農地法第4条・5条及び5条 許可申請》** —————

会 長

次に議案第2号、農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼します。議案第2号について説明します。議案書3ページからです。番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田7筆と畑2筆の合計計9筆。面積合計5528㎡です。譲渡人から当該地の維持管理計画が困難になり、売却を検討したいという相談があり、事業可能性について検討した結果、第1種住居地内であり、周囲に市道及び国道が整備されていることから、分譲地として適地と判断されたため、申請されております。用途は分譲

宅地18区画。区画内に道路、公園、ごみ置き場等を設けられる計画です。同時利用地として、隣接の宅地及び雑種地の一部を含み、事業面積は実測で5609.46㎡になります。工事完了時期は、令和4年12月31日です。農地区分、及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。

議案書4ページに移ります。番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、1345㎡です。譲渡人が高齢となり、耕作を続けることができない。譲受人は住宅として需要があると考え、分譲地として計画したとのことから、申請されております。工事完了時期は令和3年10月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

3番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、79㎡で、先程説明いたしました1番の宅地分譲に関連し、隣接地である譲受人所有の宅地及び雑種地の一部を同時利用されることになり、その代替とするため、申請されております。1番同様、工事完了時期は令和4年12月末。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4番。こちらは農地法第4条及び5条の規定による許可申請です。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑2筆、面積合計15.93㎡です。一般住宅の建築に伴い、建築確認申請のため、幅員4mの道路が必要になったため、申請されております。宅地造成に伴う土木資材搬入の必要から、既に工事がされておりますので、始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

5番。権利の内容は賃貸借権設定。土地は〇〇町の田3筆、面積合計695.32㎡です。現在、地区所有の倉庫を借用しているが、自由に出入りができる状況で、沿路が高く、使用できなくなったため、隣接地を利用して簡易な倉庫を建設したいとの理由で、申請されております。賃借料は10a当り年間〇〇円。農振について軽微な変更済。工事完了時期は令和3年10月。農地区分、及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書6ページに移ります。6番。権利の内容は使用貸借権設定。〇〇町の畑1筆、267㎡です。現在、3世帯で同居しているが、手狭になったため、申請地に一般住宅を建築したいということで、申請されております。工事完了時期は令和4年1月31日。農地区分、及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

7番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、合計面積53㎡です。現在、自宅への進入路となっている市道は道幅が狭く、不便なため、新たに進入路を設けたいとのことから、申請されております。住宅の建て替えの検討に際して、既に工事を完了されておりますので、始末書が添付されております。農地区分、及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

8番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、畑2筆、同時利用地として隣接の宅地433.43㎡を含む面積合計1201.43㎡です。小学校から近く、既存集落に隣接した土地で、上下水道も整備され、建売分譲住宅として適地と判断されたため、申請されております。建売分譲住宅5区画を計画されており、工事完了時期は許可後3年以内です。この内、1筆、

〇〇の分1筆につき、農振除外済み。以前、資材置場の計画がありまして、農地転用許可があっており、取消になった経緯がございます。そのため始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当は記載のとおりです。2以上の公共施設、又は公益的施設として、武雄市立〇〇小学校と認定こども園の〇〇、こちら旧〇〇でございます。こちらを掲示しております。

9番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇内町の畑3筆、合計686㎡です。当該地は閑静な住宅地であり、居住するには最適と考えられたため、一般住宅の建設用地として、申請されております。農振除外済。農地区分及び許可基準の該当事項は記載の通りです。

議案書8ページに移ります。10番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、面積193㎡です。申請事由は、現在、アパートに居住しているが、子供が生まれ、手狭になり、両親の近くで生活するため、一般住宅を建築したいということで、申請されております。工事完了時期は令和4年1月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上、10件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番については5月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の 中尾委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（1番委員）

はい。報告いたします。今、議長が言われましたように、5月27日午後1時半から調査委員会を、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第2号、農地法5条による申請2件について審議しました。議案第2号、申請番号1番の宅地分譲について、申請人及び代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議しました。

主な質疑、要望は、敷地内道路の名義について質疑があり、申請人より、事業の完了後に市へ移管する計画であるという回答がありました。また、造成計画について、申請人及び代理人と共に、実際に現地で調査委員会により確認できました。

続いて議案第2号、申請番号2番の宅地分譲について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議しました。主な質疑、要望は敷地内道路及び排水路の管理について質疑があり、道路及び排水路については、宅地購入者の名義となる計画で、名義人になられた方々が維持管理をされる予定であり、代替の際に交わす契約書にその旨の文言を記載し、取引を行うという回答がありました。

また、造成計画について、代理人とともに、実際に現地で、調査委員会により確認を行った際に、道路高が造成高より高かったことから、排水及び乗入れについて、質疑があつておりましたので、申請者より、許可後、当初の計画から変更される余分があれば、道路管理者と再度、協議を行うよう伝えました。

以上、質疑ありましたが、申請番号1番及び2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から、許可して差し支えないという判断になりました。以上、報告します。

会 長            ありがとうございます。1番と2番の案件について調査委員会の報告が終わりましたが、3番から10番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長            私の担当が7番でございます。7番について説明をしたいと思います。  
北静夫さんが自宅を建て替えるということになりまして、今までは入口が鋭角になっているということでございますので、一番外れの畑畑を道に進入口ということで、拡張したいということで、相談がございましたので、調査の結果、私はやむを得ないということで判断をいたしました。  
他にありませんか。

〇〇番委員       9番の件ですけど、これ図面の方ですね、26ページを開いてもらっていいですか。26ページで下の方から道路ってありますけど、これが道路になっております。申請地の横に宅地が〇〇-〇〇とか〇〇とありますけど、ここに縦に登る道路があります。この道が人の個人の土地であすね、あんまり使ってもらいたくないということを言われております。申請地に対しては駐車場がどこになるかっていうのと、個人の駐車場がどこにあるかで、また考えが変わってくるのかなと思いますけど、駐車場をどこに置くかというのと、その上に畑の〇〇というのがあります。そこに、一応道路があります。左上の方の道路幅が1mくらいで、〇〇とか〇〇っていうのは、家が建っていて機械が入ることができません。結局は袋地みたいな形になってくると思います。道路はあるけんが袋地じゃないとすね。〇〇が、申請地があったところの人の身内の方が、草刈り等の作業をされてるんじゃないかなということを知りました。今度、申請地の方がすね、譲り渡しになるわけですから、この〇〇がどのように管理されるのかっていうのがわからなかったの聞いております。

道路がちょっと入りにくいということもありまして、聞いたらすね、この道路、小さい道路を通過してから行かんといかんっていうことは知ってるから、という了解は得てますけど、実際、今のところ、自分で草刈り等されていなくてすね、はっきりとされるかどうかというのはわからないので、そこらへんが、今後どうなるかなということはありません。周りが全部宅地なので、草がぼうぼうなってきたらすね、どうにかしてくれんといけなとじゃないかという話が、農業委員会に来る可能性はあると思います。今後、もし管理されないようだったら、そこらへんが疑念材料であるかなと思いましたが、この所有者は草刈りをするとは言われてませんでしたけど、道路があるというのは知っているということで、一応了解はされていますので。そこらへんを、皆さんにお伝えしとこうかなと思って。

会 長           これ、〇〇は同意書は出とるとやろう。

〇〇番委員       はい。同意書は出ています。承認は得てます。ただ、この人が、いま何も管理をしてないので、どうなのかなど。この人が、直接管理をされてたら、いいかなって。以上です。

会 長           他にありませんか。

〇〇番委員       10番の案件について、ご説明します。現在、この畑は家庭菜園用として、フル活用されております。息子さんが隣に家を建てるということで、立派な家があるんですけども、狭い家を建てられるということで、最適化推進委員さんといっしょに、5月の初めに現地確認に参りました。今、建っている家の高さと合わせるために50cmくらい盛り直されて、その場所は先月出ていた〇〇さんのお隣の家でございます。それで道から水路があって、水路に県からの許可をもらわれて、道を作られて入るようになっております。田中さんのところは、畑をそのまま農地転用して小屋を建てられてますが、ここはですね50cmほど地上げをされて建てられるそうです。自宅の隣のもあるということで、影響はないかと思いますので、また〇〇さんのほうにですね、・・・の処理をされてるということでしたので、何も問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長           はい。他に？

(なし)

会 長           他に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長           特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による10件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長           異議なしと認めます。  
よって、議案第2号農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との

意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次は、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼します。1ページをご覧ください。こちらに、令和3年度、第3号、利用権設定計画案を記載しています。  
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。  
武雄町、田、再設定、2件、2筆、2264㎡。  
橘町、田、新規、1件、1筆、537㎡。再設定、5件、6筆、12697㎡。  
畑、新規、1件、1筆、270㎡。  
朝日町、田、新規、1件、2筆、3110㎡。再設定、4件、4筆、3543㎡。  
若木町、なし。  
武内町、田、再設定、4件、4筆、8620㎡。  
東川登町、田、再設定、2件、3筆、1774㎡。  
西川登町、田、再設定、1件、1筆、203㎡。  
山内町、田、新規、1件、1筆、2079㎡。再設定、5件、12筆、13927㎡。  
北方町、田、新規2件、3筆、5890㎡。再設定10件、20筆、21589㎡。  
となっています。4ページ以降に各町の詳細を記載しています。  
次に、3ページをご覧ください。所有権移転計画案について、記載しております。武内町、田、4筆、4659㎡です。19ページに詳細を記載しています。  
また、利用権の解除については、20ページに記載をしておりますので、ご確認ください。  
以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 すいません。これですよ、前1反当たりの平均単価とか出したりされてましたよね？

事務局 はい。3月に農業委員さんにもお渡しして、あと窓口とかにもあります。

〇〇番委員 13ページに山内町の2筆で〇〇円ってあるんですけど、〇〇というのは、ハウスの平均で入れられたらちょっと。

事務局 この分はですね、平均を出す時には除外します。大体高額な部分と低額な部分は除いて平均を出しております。

〇〇番委員 そしたらいいです。

会 長 　　というか、これ括弧してでもハウスって書いてあればよかね。

事務局 　　そうですね。はい。わかりました。

会 長 　　他に。

〇〇番委員 　19ページ。公社預かり、これ、いつんとやったと。

事務局 　　こちらについては、先月の総会の時に出して、売り手の方が公社の方に預かりということで、今、公社の土地ということになってます。

〇〇番委員 　　斡旋委員決まっとると。

事務局 　　斡旋委員さんはですね、それぞれ〇〇町の農地でしたので、〇〇町の農業委員さんと推進委員さんですね、それぞれ〇〇地区と〇〇地区の農業委員さん、推進委員さんにそれぞれ集っていただいて、斡旋会議を行って、価格等を決めております。

〇〇番委員 　　開示価格の極端に違うもん。それを確認しよると。先月の公社預かりをうちがしとればさ、その時点で開示をせんばならん。何も言うたらんろうが。斡旋委員さんは誰さんしてくださいって報告もなかったもののう。

〇〇番委員 　　私が言わんといかんやったですね。

会 長 　　いや、そいけんがよ、先月に斡旋委員さんを農業委員会で決めんぎいかんやったと、ね。斡旋委員さんば決めんばやったたい。ここで承諾していただくために、斡旋委員さんを議題に出さんばやったたい。

事務局 　　今までですよ、そういう形ではしていなかったものですから。あの北方でもあったですけども、そしたら時間のかかると。

〇〇番委員 　　一回説明を求めたことがありましたけど、〇〇さんの時にですね、斡旋委員は決めなくていいんですかということ一度会議で言ったことあります。

事務局 　　多分、以前はそういうふうに総会で。最近北方で何件かあった時に、斡旋委員は決めないで、総会を待ってたら時間がかかるのでですね。それでかな？とは思うんですけども。

〇〇番委員 　　そがんなるぎさ、相対で決めてよかということになあの。

事務局 一応、農業委員さん、推進委員さんに斡旋委員として、〇〇町のほうで斡旋会議は開いておりますけれども。

〇〇番委員 もう一人、相手がおらん場合にどがんするかね？ということよ。ね？即買やったらいいんですよ。公社預かりで、2年くらい売れん時のあったわけよ。それで耕作者は公社に借地料を払いよるとよ。そんな時もあったので、道は道として踏んでいきよらんと、特に今の様な農業情勢やっけんが。そこんにきばすればよかたい。AさんとBさんが話をつきよればいいんですよ。つかん時のあるけんが、それをどうするかっていうのも。公社に。

事務局 はい。わかりました。ただいまは、実態としては売手、買手が決まって、それで公社を利用したほうが、税の特例とかがあるっていうことですね、お互いが納得されて、そちらの公社を利用して、購入したいっていうケースが最近はほとんどですので、そうした場合はですね、売手があって、買手が決まらない場合については、またそういう検討もして。

〇〇番委員 それを確認してさ。

事務局 はい。わかりました。

〇〇番委員 そしたらですね、公社の取組の場合、個人的な時にはどうなんですかね。個人的な売買というかですね、売手の方が、農業委員さんちょっと探してくださいと言われる時に、会長が探してと言われる時には、斡旋委員として、あるんですかね。公社とおすのは、農業委員会というのはわかりますけど、個人的に来られた場合に。

事務局 一応、個人的なケースについても、やっぱり地元の農業委員さんに、まずは相談させていただいてですね、売りたいって言う方があるので、誰か買ってくれる人はいらっしやらないかっていうことで、やっぱり、地元の農業委員さん、推進委員さんが一番ご存じですので。公社にお願いしても、公社はネットで広告は出されるんですけど、なかなか広告とかインターネットで公開しても、見つからない状況ですので、やはり地元の方にお願いをせざるを得ないのかなという感じです。以上です。

〇〇番委員 公社をとおされた〇〇さんの件ですけど、先程の19ページの、この価格かなり安いんですけども、川に面しているのも、毎年梅雨時期になると水害に遭われるんですね。それで、こういうちょっと安価な価格でお願いされましたので、公社のほうにこの価格でっていうことで、梅野の方とはかなり金額が違いますがご了承いただきたいと思います。

会 長           こいは売買やっけんね。お互いに納得してもらうぎ。今から幹旋委員っていうとは、特別に決めてよかって言うたけんさ、幹旋委員は地元委員さんということで括弧書きしてあれば。地元委員さんということで出すぎ、元は幹旋委員さんばっていうことで議題になりよったけど、今はもう議題に出さんでよかってなればさ。ここで幹旋委員さんは事務局でわかるとやんね。幹旋委員ですよっていうことで。農業委員さんは中に入れとるですよっていう時には、そこば書いてもろうて。そして、どうしてもっていうことになるっっていうことはなかろうし、地元委員さんが、やっぱり價格的にも地図的にもわかるもんやけん、地元委員さん幹旋ということで書いておいてください。そうしたら、こういう地元幹旋案件ばいねえということがわかりますので。よかですか。

事務局           はい。

会 長           それでは、議案第3号の質疑をとどめます。  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長           異議なしと認めます。  
よって議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

**《 閉 会 》**

---

会 長           それでは以上をもちまして、令和3年6月の農業委員会総会を終わります。